

市町村の自然環境保護に対する取り組みに期待する

新潟県中魚沼郡津南町に接する長野県下水内郡栄村で村の自然環境保護条例が村議会で可決され、その内容が広報“さかえ”第83号(栄村役場総務課)に掲載されたので、そのまま、下記に引用した。県内の各市町村でも行政の立場から自然環境保護のために積極的な取り組みを期待したい。特に、

ゴルフ場やスキー場が各自治体でどれだけ地域の活性化につながるか熟慮する必要がある。ゴルフ、スキーのブームのあとに自然の無残な荒廃のみが残されるように思われてならない。(石次 進)

みどり豊かな村づくりのため

栄村自然環境保護条例を制定

六月定例議会において栄村自然環境保護条例が可決されました。
栄村の美しく豊かな自然を

保護し、また自然がそこなわれた場合は回復に努め、自然と生活環境の調和のとれた村づくりの基本となることを条例として定めたものです。

条例を抜粋して紹介します。

第一条 この条例は、法令及び長野県自然保護条例(昭和四十六年長野県条例第三十六号)に定める場合を除くほか、栄村の自然の破壊を防止し、かつ、自然を回復することによって自然環境の保全につとめ、現在及び将来の村民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

第三条 開発は、何らかの形で自然をそこなうものであるから、何人も開発に当たっては、村民の生活環境を快適なものにするように心がけ、そこなわれる自然を最小限にとどめなければならない。自然がそこなわれた場合は、その回復を図らなければならない。

第四条 村長は、あらゆる施策を通じて、自然の保護と回復に最大限の努力をほらい、自然環境を保全するとともに、公害の発生の防止につとめなければならない。

第五条 村長は、自然環境の保全に必要な大気、水、土壌及び動植物に関する調査研究、開発計画、公害の発生原因の調査及び監視につとめなければならない。

第六条 村長は、教育活動、広報活動等を通じて、自然の保護に関する知識の普及と情報の提供につとめ、その重要性について村民の理解を深めなければならない。

第七条 村長は、栄村における自然の保護と回復に関して村民から提案及び意見があった場合は、速やかに必要な措置をとらなければならない。

第八条 村民は、自ら樹木及び樹林を維持し、水質汚濁及び公共の場所を汚染しないようにつとめるとともに、村の自然保護施策に協力しなければならない。

第九条 事業者は、開発行為及び事業活動を行うにあたっては、自然の保護と回復のために必要な措置をとるとともに村の自然保護施策に協力しなければならない。

第十条 事業者は、開発行為及び事業活動を行うにあたって、生活環境に影響を受け



▲大自然にあふれる野々海

て、事業者に対して報告を求め、又は当該職員をして土地及び事業所に立ち入り、行為の状況、施設、その他の物件等を調査させることができる。

第十九条 栄村における自然環境の保護と開発又は公害に関する重要な事項を審議するため審議会を設置する。

第二十六条 第十五条の規定による措置命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

二、次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

(一) 第十二条及び第十六条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者。

(二) 第十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同条の規定による立ち入り調査を拒み、妨げ、又は忌避した者。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

るおそれのある住民に対し、あらかじめ開発計画及びその事業活動の内容を示して協議しなければならない。

第十三条 村長は、自然環境を保護し、公害を防止するため、開発行為及びその事業活動について、規制基準を定めるものとする。

第十四条 村長は、この条例に基づく規制基準に適合しないもの、若しくは自然環境の保全に支障を及ぼしていると認められるとき、又はその恐れがあるときは開発行為を中止させ、その保全について期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第十八条 村長は、この条例の施行に必要な限度におい